

平成 27 年 9 月 18 日
基安発 0918 第 1 号

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

安全データシート（SDS）の交付状況の確認について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正に伴う関係法令の改正内容等については、平成 27 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 4 号「化学物質等のリスクアセスメントに係る関係省令、指針等の制定について」により、傘下会員事業者の皆様への周知等をお願いしているところです。

また、今年の全国労働衛生週間・準備月間においては、化学物資のリスクアセスメントを実施するための環境整備として、譲渡・提供者には安全データシート（SDS）の交付状況の点検を、取り扱う事業場においては SDS の入手状況とリスクアセスメントの実施状況の確認を呼びかけているところです。化学物質のリスクアセスメントを実施するためには、化学物質等の譲渡・提供者から化学物質等を取り扱う事業場に、SDS が確実に伝達される必要があります。

しかしながら、本年 9 月 17 日に公表された「平成 26 年労働安全衛生調査（労働環境調査）」において、SDS の交付義務の対象物質すべてについて、譲渡提供する際に SDS を交付している事業場の割合が 53.8%であるなど、化学物質等の製造・取扱い事業場においてリスクアセスメントの円滑な実施に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれては、化学物質等を製造し、譲渡・提供を行っている会員事業者がある場合には、当該会員事業者に対し別紙チェックリストを提供し、会員事業者において、同チェックリストを活用して SDS の交付状況について点検を実施してもらう取組を行っていただくよう要請いたします。

なお、改正法施行後（化学物質管理関係については平成 28 年 6 月 1 日施行）は、危険有害性を有している SDS 交付義務対象物質が、ラベル表示された上で流通することになるため、当該化学物質等を受け取った事業者は、ラベルにより危険有害性等を把握し、SDS の

確認及びリスクアセスメントの実施（アクションを取る）につなげる事が可能になります。業界全体として、このような一連の取組（「ラベルでアクション」）を円滑に進めていくことができるよう、貴団体におかれましても、傘下会員事業者の皆様に対し、譲渡・提供者の立場から、ラベル表示及び SDS 交付等の確実な実施並びに制度改正についての取引先事業者への情報提供について格段の御配慮をお願いいたします。

化学物質のSDS交付状況の自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者等）	担当者職氏名
1. 化学物質（化学物質を含有する製品）の譲渡・提供を行っていますか。 ※原材料、中間品は、固体でばく露の危険がなくても化学物質に該当します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了
2. その化学物質は何ですか。労働安全衛生法第57条の2に基づく、SDS（安全データシート）の交付義務対象物質に当たりますか。 ※SDS制度の概要や物質一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html	⇒SDS対象物に該当するかどうか、「職場のあんぜんサイト」でも検索できます。
化学物質名	製品名
()	()
()	()
()	()
()	()
()	()
()	()
3. これらの製品を譲渡・提供する際、SDSを交付していますか。 ※譲渡提供先が承諾した場合、FAXやHP閲覧等の方法でも問題ありません。	
(1) SDS交付義務対象物質を含有する製品については、 <u>全て</u> 交付している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(1)で「いいえ」の場合、 (2) 譲渡・提供先から要求がある場合のみ、交付している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) SDS交付義務対象物質かどうかにかかわらず、GHS分類がついた化学物質を含有する製品について交付している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

取組事項

4. 3の(1)～(3)の点検結果に応じて、以下の取組を実施してください。

- (1) が「いいえ」の場合 ⇒ 法定義務事項であり、ユーザー企業がリスクアセスメントを実施するためにはSDSが必要なので、速やかに交付してください。
- (2) が「はい」の場合 ⇒ 譲渡・提供先からの要求の如何に関わらず、交付する義務がありますので、速やかに交付してください。
- (2) が「いいえ」の場合 ⇒ 速やかに交付してください。
- (3) が「はい」の場合 ⇒ 大変良い取組ですので、今後も継続してください。
- (3) が「いいえ」の場合 ⇒ SDS交付義務対象物質でなくても、GHS分類がつく（危険有害性がある）化学物質を含有する製品については、SDSを交付するように努めてください。

※SDSなどの化学物質管理に関して、各種支援を行っています。

- ①相談窓口の設置 SDSの活用等について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省ホームページでお知らせしています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>
- ②モデルSDSの提供 「職場のあんぜんサイト」で検索できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx